

公的年金受給者・医療費控除 住宅借入金等特別控除の還付申告

市では、年末調整が済んでいる給与所得者で、医療費控除や住宅借入金等特別控除を受ける人、年金受給者を対象に確定申告期間前の2月5日(火)から還付申告を受け付けます。確定申告期間中は大変混雑しますので、該当する人は早めに申告してください。

区分	年金受給者 医療費控除	住宅借入金等 特別控除
開催日	2月5日(火) 2月6日(水) 2月8日(金)	2月12日(火)
受付時間	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時	
会場	市役所4階大会議室	
対象地域	市内全域	

※日により申告の内容を分けてありますが、都合の悪い場合は、4日間のうち、どの日でも受け付けます。

【公的年金受給者】

公的年金を受給している人は、原則として確定申告で源泉徴収された税金を精算する必要があります。医療費控除、社会保険料控除などがある場合、確定申告をすることで税金の還付を受けることができます

■必要書類 ①年金の源泉徴収票 ②各種控除の証明書など

【医療費控除】

平成13年中に支払った医療費の合計金額から保険金等で補てんされる金額を引いた額が10万円を超える人や、総所得の5%を超える人

■必要書類 ①医療費の領収書 ②源泉徴収票など

【住宅借入金等特別控除】

①金融機関から融資(償還期間10年以上)を受け、居住のため住宅・土地を取得した人 ②増改築を行い、その工事費が100万円を超える人

※控除の対象となるには年間所得額、住宅に住んだ年、対象住宅、借入金の範囲に条件があります

■必要書類 ①登記簿謄本(家屋・土地) ②新築工事の請負契約書、家屋・土地の売買契約書の写し ③住民票の写し ④借入金の年末残高証明書 ⑤源泉徴収票など

※増改築の場合は増改築確認通知書の写しなど、状況によって必要書類が異なります

扶養者になるための計算目安

※生計を一にする親族で、次の合計所得金額以下の人

●給与、パート収入がある人の場合

収入(受取) - 65万円 = 被扶養者の
金額 判定所得金額 ≤ 38万円

■必要書類…会社や支払い者からの源泉徴収票の原本か、給与の支払い証明書

●年金受給者の場合

[昭和12年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)]

公的年金の - 70万円 = 被扶養者の
収入金額 判定所得金額 ≤ 38万円

[昭和12年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)]

公的年金の - 140万円 = 被扶養者の
収入金額 判定所得金額 ≤ 38万円

■必要書類…社会保険庁・恩給局・農業者年金基金などからの源泉徴収票の原本

●扶養と事業専従者の選択(青色申告を除く)

- ・事業専従者控除を選択した人は扶養控除の対象になりません
- ・事業専従者給与額は、事業主を上回ることはできません
- ・事業専従者給与の最高額は、配偶者が86万円。それ以外の人は、50万円(15歳以上の親族)です

事業所得+不動産所得+山林所得 専従者給与(50万円)
事業主+事業専従者の数 ≤ 最高額(86万円)

ご注意ください

- 農業の平成13年分収入金額等のお母ね(回答)の提出期限は、1月17日(木)です。提出されないと計算ができませんので、必ず提出してください。
- 65歳以上で、身体障害者手帳等を持っていても、年齢により精神または身体に障害がある人は、障害者控除に該当する場合もあります。認定書の必要人は手続きを行ってください。
- 【認定書についての問い合わせ】保健福祉課介護福祉推進室高輪福祉係 ☎270

新潟税務署からのお知らせ

- 2月1日(金)から、給与所得者・年金受給者の所得税還付申告の相談を受け付けます。会場は新潟県商工会館(県庁西隣)となり、昨年のプラカ3会場は廃止となります。詳しくは広報しろね2月1日号をご覧ください。
- 所得税の確定申告書が新しくなります。新様式は税務署・市役所税務課(1月23日(水)以降)にありますが、国税庁ホームページでもご覧いただけます。国税庁ホームページアドレス

【問い合わせ】新潟税務署 ☎229
http://www.nta.go.jp

平成14年度住民税(市民税・県民税)
申告準備のために

知っておきたい
豆知識

申告前の

ココがポイント



確定申告期間
2月18日(月)
～3月15日(金)

税務課では、住民税の申告受け付けを2月18日(月)から3月15日(金)までの期間に行います。申告は期限内に忘れずに行ってください。

申告の際、市民の皆さんから問い合わせが一番多いのは扶養控除。そこで、申告前の予備知識として扶養控除を取り上げて解説します。申告の参考にしてみてはいかがでしょうか。

詳しいことについては、電話または申告会場でお尋ねください。

配偶者控除

控除対象配偶者とは、納税者の民法上の妻(夫)。内縁関係の人や事業専従者給与を受けた人は、控除対象配偶者に当たりません。あなたの控除対象配偶者が、昭和7年1月1日以前に生まれた人(70歳以上)の場合には、控除額の加算もあります。

配偶者特別控除

あなたの配偶者の合計所得金額が75万9,999円以下であれば、その金額に応じた特別控除が受けられます。

※給与所得者で、配偶者の所得金額を年末調整で誤って申告した人は、申告期間中に適正な申告が必要です。誤ったままにしておきますと、後日、税務署および税務課から修正される場合があります。

扶養控除

「扶養控除のチェック」のすべてに当てはまれば、次に挙げる人たちも扶養控除の対象になります。

- ・単身赴任者の実家の家族
- ・学生や病院に入院中の親族
- ・県知事から養育を委託された児童や養護老人など

※控除額が加算対象となる人

【特定扶養親族】昭和54年1月2日から昭和61年1月1日生まれの人(16歳以上23歳未満)

【老人控除対象配偶者、老人扶養親族】昭和7年1月1日以前生まれの人(満70歳以上)

【その他】同居の有無、障害を持つ人、要介護認定(要支援を除く)を受けている人など。控除額は、その状況に応じて異なります。



(YES)

「扶養控除」…。まずその前に 扶養控除のチェック

- ◎扶養する人は重複していませんか?
- ◎扶養となる人の平成13年中の合計所得金額は、38万円以下ですか?
- ◎民法が定める親族で、生計を一にしていますか?
- ◎事業専従者給与の支払いを受けていませんか?

※公共事業などで土地の取用があり、補償金を受けた人は、取用にかかる特別控除前の所得が適用されますので、扶養になれない場合があります。



(NO)

1つでも当てはまる場合は、残念ながら控除はされません



Q 夫が平成13年12月に死亡しました。昨年中の夫の所得に対する住民税はどうなるのですか

A 住民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対してその所在地の市町村が課税します。平成13年中に死亡された人には、平成14年度の住民税は課税されません

Q 平成13年8月にA市から白根市へ転入しましたが、住民票は平成14年1月15日に移りました。14年度の住民税の納税先はA市ですか白根市ですか

A 市町村の住民基本台帳に記録されていない人であっても、実際にその市町村に住んでいる場合には、その人が住民基本台帳に記録されているものとして、住民税を課税することとされています。したがって、平成14年1月1日現在、実際に白根市に住んでいたわけですから、14年度の住民税は白根市に納めることになります

Q 平成13年12月いっぱい会社を退職しました。それまでは給与から住民税を引かれていたのですが、その後はどうなりますか。また平成14年度はどうなりますか

A 退職時にまとめて支払った場合は、それでおしまいになりますが、そうでない場合は、1月から5月分を合わせて自分で納めてもらうこととなります。また平成14年度は、基本的には自分で納めてもらうこととなります